

荒川将来像計画 地区別計画(原案)

荒川の将来を考える協議会



NEXT
ARAKAWA

まえがき

区内を流れる荒川の下流部は、明治末期の2度の大洪水を契機として洪水からまちを守るために作られた人工の放水路ですが、完成して約100年経った現在では人工のものとは思えないほど、一つの風景としてすっかり地域に定着し親しまれています。

この荒川（荒川の下流部分）を巡っては、生物多様性の要所となり、身近な自然とのふれあいをもたらし、心豊かで快適な暮らしに欠かせない場、また、イベント・スポーツ・レクリエーションを楽しめる場、さらには、地震時の資材輸送路や物資搬入の場として、多様な機能が求められています。

「荒川将来像計画」は荒川下流部の河川環境の整備と保全について、「荒川の荒川らしさとは何か」という視点から、様々な意見を幅広く聴き、荒川の将来の姿を提示したものです。「荒川将来像計画」は荒川の下流部全体を対象に目指すべき川づくりを示す「全体構想書」と、今後概ね20～30年に実施する具体的な取組をまとめた「推進計画」及び沿川自治体ごとに実施する具体的な取組事項をまとめた「地区別計画」の3部構成となっています。これらの計画は、平成8(1996)年に「荒川将来像計画全体構想書1996（以降、全体構想書1996）」及び「荒川将来像計画地区計画書（以降、地区計画書）」が策定されました。その後「荒川将来像計画2010推進計画（以降、2010推進計画）」及び「荒川将来像計画2010地区別計画（以降、2010地区別計画）」が策定され、沿川住民の協力を基に、「荒川将来像計画」の実現に取り組んで参りました。

この度、「全体構想書1996」、「地区別計画書」の策定から約25年、「2010推進計画」、「2010地区別計画」の策定から約10年が経過したことから、社会情勢の変化やこれまでの取組状況等を考慮し、「全体構想書1996」、「2010推進計画」、「2010地区別計画」を改定する運びとなりました。

本「荒川将来像計画地区別計画（令和7(2025)年3月策定、以降、地区別計画）」は、「全体構想書1996」及び「2010推進計画」が「荒川将来像計画全体構想書（令和6(2024)年1月策定、以降、全体構想書）」及び「荒川将来像計画推進計画（令和6(2024)年1月策定、以降、推進計画）」として改定されたことを踏まえ、荒川下流部の沿川自治体（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）が沿川住民と協働で川づくりを行うための具体的な取組事項を取りまとめたものです。

なお、地区別計画は、荒川下流部の沿川自治体と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」により検討し、あらゆる人の意見を踏まえて策定したものです。

荒川の将来を考える協議会

北 区 長

国土交通省荒川下流河川事務所長

荒川将来像計画地区別計画（素案）〔北区編〕 目次

1. 地区別計画とは	1-1
1.1. 計画の位置付け	1-1
1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念	1-2
1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり”を目指して.....	1-2
1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)	1-4
1.3. 検討体制	1-5
2. 荒川の川づくりの考え方	2-1
2.1. まちづくりの中での荒川の役割	2-1
2.2. 基本方針	2-2
2.3. 土地利用計画	2-6
2.4. ブロック別計画	2-7
2.4.1. 現況土地利用	2-7
2.4.2. ブロック区分	2-8
2.4.3. ブロック別計画	2-12
3. 荒川の維持・管理の考え方	3-1
3.1. 基本的な考え方	3-1
3.1.1. 維持・管理の検討背景	3-1
3.1.2. 維持・管理上の課題	3-2
3.1.3. 維持・管理の手法	3-2
3.1.4. 新たな視点での管理戦略	3-3
3.2. 行政と沿川住民の役割	3-4
3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理	3-4
3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理	3-5
3.2.3. 沿川住民が行う維持管理	3-5
3.2.4. 協働で行う維持管理	3-6
3.3. 河川敷の占用状況	3-11
3.4. 自らできる川づくり支援の仕組み	3-15
4. 計画の実施に向けて	4-1
4.1. 推進の仕組み	4-1
4.2. 計画書の周知	4-1
4.3. 計画のフォローアップ	4-2
4.4. 計画の変更プロセス	4-2